

## 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の見直しについて

原子力規制庁  
放射線対策・保障措置課

### 1. はじめに

原子力規制委員会は、平成 28 年 1 月に国際原子力機関（IAEA）の総合規制評価サービス（IRRS）を受けた。その結果をまとめた IRRS 報告書には、IAEA が示す国際基準との整合性という観点から、我が国において、放射線源による緊急事態への対応等、放射線規制に関する取組を強化すべきであるとの勧告が盛り込まれた。

また、放射性同位元素に係るセキュリティについては、平成 23 年 1 月、IAEA において、その実施が勧告されて以来、IAEA 要求事項の法律への取り入れについて議論されてきた。平成 28 年 5 月に公表された G7 伊勢志摩サミットの G7 伊勢志摩首脳宣言においても、「核物質及び他の放射性物質のセキュリティを引き続き優先する。」「世界的な核セキュリティ構造の更なる強化に取り組む。」ことの必要性が示された。

これらを受けて原子力規制委員会は、平成 28 年 5 月に「放射性同位元素使用施設等の規制に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を設置し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「RI 法」という。）の改正を念頭に、同法に基づく規制を再構築するための検討を計 8 回行い、平成 29 年 2 月 1 日の第 59 回原子力規制委員会において、改正法案の条文を決定した。その後、3 月 23 日に衆議院本会議、4 月 7 日に参議院本会議において政府案のとおり可決され、4 月 14 日に公布した。

### 2. 検討チームでの検討内容

検討チームでは、「危険時の措置の充実強化」、「防護措置の強化」、「業務の改善活動」、「定期講習、教育訓練等の見直し」について、外部有識者を交えて議論を行った。

危険時の措置の充実強化では、放散性 RI、非放散性 RI、放射線発生装置の 3 つの区分に分け、区分ごとにそれぞれの基準を設け、基準を超える RI 事業者に「放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合」の判断基準、応急措置を行う要員や組織・資機材の準備、初動対応から事故収束までを通じた訓練や通報訓練、避難誘導訓練等のいずれかを年に 1 回以上行うことを放射線障害予防規程（以下「予防規程」という。）で定めることにした。更に、危険時に、医療機関や消防機関、警察との連携がとれるよう予め対応手順等を共有しておくことを義務づけることにした。また、予防規程の策定が義務づけられている全ての RI 事業者に、危険時の措置を講じた際には、ホームページ等を通じて、外部への影響や取り扱っている RI の情報を公衆に提供する手順を予防規程で定めることにした。

防護措置の充実・強化では、特定 RI\*の数量に応じ 3 つの区分を設け、それを使用する事業者に対し、IAEA 勧告が求めている検知・遅延・対応等の一連の体系的なセキュ

\*非密封線源：貯蔵室の核種ごとの最大貯蔵能力/D2 値を合算し、1 以上のもの  
密封線源：放射能/D 値が 1 以上のもの

リティ措置を要求することにした。検知では、事業所内における不審者を早期に発見し、盗取を未然に防止することから、区分に応じて侵入検知装置の設置や監視カメラの設置等を義務づけることにした。遅延では、検知した後、治安当局が到着するまで十分な遅延時間を確保するために、区分に応じて堅固な扉や保管庫等を設けることを求めることにした。対応では、盗取された場合等に備えて、迅速かつ確実に対応できるように手順書を策定することを義務づけることにした。またその他の対応として、出入管理として、管理者等が立入者の本人確認を行うことを要求することにした。

業務の改善活動では、特定許可使用者と許可廃棄業者に、PDCA サイクルの実施を求め、そのための体制として、予防規程に業務の改善活動を行う組織・マネジメント層の関与、改善活動の評価方法や評価を踏まえ改善策をどのように行うか定めることを要求することにした。

定期講習、教育訓練等の見直しでは、放射線取扱主任の資質向上のため、試験、資格講習、定期講習に新たに「事故に関する課目」を定めることとし、定期講習の内容が画一化しないよう、時間数を最低限必要な時間数を定めることにした。また、定期講習の受講期間を3年以内から3年度以内に変更することで、主任者が定期講習を前倒しに受講せずに、余裕を持って受講出来るようにした。教育訓練では、RI 事業者の取り扱う RI 又は発生装置の種類等に応じ、RI 事業者が、実効性のある教育訓練を行えるよう最低限必要な時間数を告示で定めることとし、予防規程において、事業者の実態に合わせて項目ごとに必要な時間数を定めるよう要求することにした。

### 3. 法律改正事項の概要

RI 法の改正の概要として法律公布後1年以内の施行のものは、「廃棄に係る特例」、「原子力規制委員会等への報告」、「試験、講習等の課目の施行規則への委任」があり、法律公布後に3年以内の施行のものは、「防護措置」、「RI 事業者の責務の明確化」がある。新たに防護措置を義務づけるため、法の目的に「特定放射性同位元素の防護」を追加することに伴い、題名を「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」から「放射性同位元素等の規制に関する法律」に変更した。

廃棄に係る特例は、放射性廃棄物の規制を炉規法に一元化するために、RI 法規制下の放射性同位元素及び放射性汚染物（以下、「放射性汚染物等」という。）について、炉規法の廃棄事業者に廃棄を委託した放射性汚染物等を炉規法下の核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物とみなすことが出来るようにした。

原子力規制委員会等への報告は、現行では、放射線障害のおそれ等のある事故等が発生した際に、原子力規制委員会への報告を法律で規定せず、施行規則で規定していたものを、RI 事業者の義務として今回法律で定めた。

試験、講習等の課目の施行規則への委任は、RI 利用の新たな形態や技術の進歩等に応じ、最新の知見を試験、講習等の課目に適宜反映が行えるよう、法律の別表から施行

規則に委任することにした。

防護措置では、特定 RI を取り扱う RI 事業者に、予防規程とは別に、2. 検討チームでの検討内容で記述した要求事項を事業や施設の様態等に即して、防護措置の細目を規定する特定放射性同位元素防護規程の策定を義務づけることにした。また、防護措置の実効性を担保するために、防護の観点での権限と責任を一元的に有する者として特定放射性同位元素防護管理者の選任を義務づけた。その他、防護管理者の定期講習制度や防護従事者に対する教育訓練を定めた。

RI 事業者の責務の明確化は、IAEA 基本安全原則では、「安全のための一義的な責任は放射線リスクを生じる施設と活動に責任を負う個人または組織が負わなければならない」とされており、RI 事業者が規制要求を満足させるために最新の知見を踏まえることや事業者の実態に即して安全性を向上させることを法律上に位置づけた。

#### 4. おわりに

今後、法律公布後に、速やかに施行規則、告示が公布できるように作業を進めていく。また、今回の法改正も踏まえた審査及び検査のガイドラインを作成しており、今後、公表する予定である。

原子力規制庁の職員が、最近の規制の動向や事故事例について講演会や学会に出席しており、引き続き情報提供や意見交換の場として活用していくとともに、原子力規制庁のホームページを通じて、各講演会で使用した資料を公開していく。